

和道流有段者会員手帳取り扱いに対する Q&A

平成28年11月6日 三役確認済み

今般、和道流として初めて発行することになりました「和道流有段者会員手帳」は、流祖が昭和4年にその技術を体系化し、技法理論を完成させて以来脈々と続く和道流空手そして和道流柔術拳法を修行する門弟が、その修行の過程や進歩発展の歴史などを記録する、有意義なものと考えております。

その運用等について、以下にQ&Aとしてまとめましたので、参考としてください。

Q1：既に初段以上の者はすべて全員が手帳を購入しなければならないのでしょうか？

A： 今後の講習会や大会参加、昇段審査等に必要になるので、原則として全員購入をお願いしたい。

Q2：少年段位の者はどうするのでしょうか？

A： 少年の部においても同様の考えです。

Q3：講習会にも参加しないような初段以上の者が手帳を持っていない場合、どうなるのでしょうか？

A： 有段者手帳は、講習会のみを使用するものではありませんので、原則として購入してください。

Q4：19日の研修会・講習会は既に手帳代込みのようですが今後も手帳代込みが継続されるのでしょうか？

A： 次回以降は「手帳代込」とはなりません。

Q5：全国講習会における有段者手帳の位置づけは？

A： 全国講習会における「有段者会員手帳」の位置づけは、従前発行していた「講習修了証に代わるもの」という考えです。

Q6：昇段審査時の受審料及び合格者審査料に手帳代も含まれているのでしょうか？

A： 昇段審査受審料、審査料金には手帳代は含みません。

Q7：12月の昇段審査時はどうするのでしょうか？

A：通知を発送しましたが、12月の昇段（初段）審査合格者は、受審料の他に手帳代金を払っていただくことになります。（すでに初段位以上を取得している受審者は、支部長等を通じて有段者手帳を購入していただきます。）

Q8：昇段審査の際は手帳を持参するのでしょうか？

A：来年の昇段審査から、手帳を持参していただきます。

Q9：15年有効とありますが、15年を経過した後はどうなるのでしょうか？

A：15年分の記録が満杯になった場合は更新します。

Q10：15年後も手帳の値段は変わらないのでしょうか？

A：15年後の物価変動等が分かりませんので、その時に検討することといたします。

Q11：少年の部で初段、二段を取得した者が、一般の部に切り替えて初段を取得した場合は、改めて購入する必要はありますか？

A：少年の部も、一般の部も同じ手帳で記録ができますので、再度お求めいただく必要はありません。

Q12：手帳を紛失した場合は再発行してもらえるのでしょうか？

A：そのような場合は、支部長を通じて再発行の申請をしてください。（有料）